(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

木曽町(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大桑村(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大桑村(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下高井郡山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市御岳二丁目五七八、あきる野市網代字赤坂七四三(次の図に示す部分に限る。)、七二八、字船窪七四六の一・七四七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、七四六の二、七四八、五日市字中入野四六三(次の図に示す部分に限る。)、入野字**樽**向一一四一・一一四七・一一四九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、八王子市上川町四一六五・四一六六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四一七四、四一七五、町田市小野路町字馬場八五二(次の図に示す部分に限る。)、八五〇の二、八五四、八五五、字宿九一〇・九一三の四・九一六・九二〇の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、九一四、九一五、西多摩郡奥多摩町日原字惣谷一〇三五の二・一〇三五の一〇・一〇三五の一一・一〇三六(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字巳ノ戸九八一・九八二・九九三のイ・九九三のロ・一〇〇七のイ・一〇〇七のロ(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、留浦字地都一六〇三のイ・一六〇三のニ・一六二の口・一六一三のイ・一六一三の口(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、一六〇三の口、一六〇三の八、一六〇五のイ、一六〇六の一、一六〇六の四、一六〇六の五、一六〇六の口、一六一四、一六一五のイ、字三澤一七八五(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市御岳一丁目九・二五の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、御岳二丁目二〇四の二・四四一の三・四八九の一・四九〇のロ・五〇三・五〇五・五〇六・五一一のイ・五一五の一・五五四の八・五八二のイ・五八四のイ・五八八・五八九の一・五九二・五九五・五九八の一・六〇〇・六〇一・六〇四・六一八・六二四・六二五・六三一(以上二十四筆について次の図に示す部分に限る。)、五〇四、五〇八の二、五〇八の七、五七九の二、五九八の二、六一七のロ、西多摩郡奥多摩町海澤字寺沢二三三(次の図に示す部分に限る。)、字ほての沢二三七の一(次の図に示す部分に限る。)、字大な沢三九二の二、四〇八の二、字水の本四一〇の二、四一三の二、四一四の二、字なっち一九四(次の図に示す部分に限る。)、一九二の二、一九九の二、字てんじ沢一二〇九(次の図に示す部分に限る。)、字花さくら一二一三(次の図に示す部分に限る。)、一二一五の二、一二一七の二、一二一九の二、字坂本一二二四の一・一二二七・一二二八(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一二二五の二、一